改正貸金業法の早期完全施行等を 求める会長声明

200万人以上いるといわれた多重債務問題の抜本的解決を目指し、国会において2006年12月に、改正貸金業法が全会一致で可決成立した。この改正は、出資法の上限金利を利息制限法水準まで引き下げ、日賦貸金業者の特例金利を廃止し、過剰与信を防止するための「総量規制」も盛り込むなどの画期的な内容であり、この法改正については当会も高く評価したところである。

ところが、完全施行の目途といわれていた法改正からの2年半が経過したにもかかわらず、政府はその実施時期すら明確にしていない。

それどころか、昨年来の世界的大不況等を理由に、資金需要者への資金供給の必要性を 説いて、完全施行の延期や完全施行の必要性自体の見直しを求める論調が一部にある。

しかし、深刻化した多重債務問題については、「サラ金三悪」といわれた「高金利」「過剰与信」「過酷な取立」の抜本的解決が必要であり、そのためには改正法の完全施行が必要である。

また、この法改正後に、政府は「多重債務者対策本部」を設置し、 多重債務相談窓口の拡充、 セーフティネット貸付の充実、 ヤミ金融の撲滅、 金融経済教育を柱とした「多重債務問題改善プログラム」を策定したが、これらの内容はいずれも、多重債務問題を抜本的に解決し、国民が高利融資に頼らない生活を送るために必要不可欠なものである。

確かに、昨今の経済情勢の下では、短期小口の資金が必要な低所得者やつなぎ融資をなかなか受けられない中小事業者も存在するが、そこで本当に必要なのは低利のセーフティネット貸付や低利のつなぎ融資であって、高利の貸付ではない。

逆に、この不況下、佐賀県内でも完全失業率が3.2%、有効求人倍率は全国平均以下の0.40倍という深刻な状況であるがゆえに、低所得者や資金繰りに苦しむ中小企業が高利の被害に遭わない社会を早急に実現する必要性があると考え、当会は国に対し、

- 1、改正貸金業法を遅くとも本年末までに完全施行すること
- 2、相談日の増加、相談員の増員、助言内容の更なる向上など、自治体における多重債 務相談窓口の更なる充実を支援すること
- 3、低所得者向けセーフティネット貸付及び中小企業向けつなぎ融資を充実させること
- 4、ヤミ金融を徹底的に取り締まること を求める。

2009年9月16日 佐賀県弁護士会 会長 東 島 浩 幸